

「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」に関する質問回答

項目等	質問内容	回答
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 P2 「3. 募集する提案」 ①市場性の有無について	北駐車場、東駐車場と南駐車場の課金有無による不公平感をなくすために現在無料駐車場への課金検討は可能ですか？	無料駐車場の課金検討は可能です。 (但し、公平性を前提条件としてください。)
	現在、駐車場を利用者への桑名市のサービスはどのような内容ですか？	主に来庁される方への駐車場提供となります。 また、北・東駐車場は無料で運用をしており、南駐車場は「1回1時間を超えて30分ごとに100円の料金設定」で運用をしております。 なお、桑名市役所に用務のため南駐車場を利用された場合は無料としております。
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 P2 「3. 募集する提案」 ②事業者の参加意向の把握と、資産活用アイデア	北駐車場、東駐車場、南駐車場の利用提案は一括提案ですか？ 敷地別の提案は可能ですか？	一括提案でも、敷地別提案でも構いません。 ただし、敷地別提案をして頂く場合は、敷地ごとに収支を計算していただき、明確にしてください。
	南駐車場の民間業者による建物購入の検討は可能ですか？	来庁者駐車場であることと、南駐車場は整備費の財源である地方債の償還期間中であるため、現在のところ売却は考えておりません。
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 (P3 桑名市庁舎南駐車場特記事項内) 《公用車の効率的な集中管理の手法提案について》	公用車の調達方法及び現在車両の調達は購入かリースどちらかですか？	平成29年10月5日現在、南駐車場には81台の公用車が駐車しています。うち、リース車両は55台、寄附・購入車両は25台、その他1台となっています。 別紙「市役所 南駐車場における公用車の状況について」を参照してください。
	リースの場合、メンテナンス内容や自動車保険内容等の詳しい契約内容について教えてくださいませんか？	原則として、リース車両はリース料金に含めてメンテナンスをしていただいております。 また、自動車保険は全国市有物件災害共済会に加入しています。共済会には、車両共済、損害賠償共済の2種類があり、損害賠償共済には、対物損害賠償担保特約と対人損害賠償担保特約があります。桑名市においては、対物賠償と対人賠償は無制限契約で入っています。

「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」に関する質問回答

項目等	質問内容	回答
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 (P3 桑名市庁舎南駐車場特記事項内) 《公用車の効率的な集中管理の手法提案について》	公用車について各部署の使用台数、用途を教えてください頂けますか？	各部署の使用台数は、別紙「市役所 南駐車場における公用車の状況について」を参照してください。 一か月あたりの平均走行距離は、1台につき約500キロです。 用途は業務内容等により大きく異なるため、ご提案に必要な場合は、個別具体的にお答えさせていただきます。
	現在保有している公用車情報(乗用・軽・バン等)を教えてください頂けますか？	別紙「市役所 南駐車場における公用車の状況について」を参照してください。
	各公用車の車両情報(車種・初年度登録・走行距離・車検満了日・次回入替予定日)を教えてください頂けますか？	車種・初年度登録・車検満了日は、別紙「市役所 南駐車場における公用車の状況について」を参照してください。 一か月あたりの平均走行距離は、1台あたり約500キロです。 なお、次回入替予定日は未定です。
	公用車のメンテナンス(オイル交換・車検等)対応はどうされていますか？	原則として、リース車両はリース料金に含めてメンテナンスをしていただいております、購入車両につきましては年度ごとに予算措置を行い実施しています。
	公用車を一般個人、一般法人へ貸し出すことは可能ですか？	いただくアイデアや提案により、検討させていただきます。
	公用車の管理業務(事故・故障等)の対応はどのようにされていますか？	公用車のメンテナンス・故障に関しては、公用車を所有している各課にて対応をしています。 また事故対応に関しては、各課で事故報告を出してもらい、その後、全国市有物件災害共済会とのやりとりは財政課で行います。ただし、消防本部や上下水道部の公用車は各所管にて行っております。
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 P2 「3. 募集する提案」 ③維持管理コストの低減方法	既存施設、機器の交換を行わない管理コストの検討ですか？	委託料、点検費用、小破修繕、光熱水費等、維持管理に係るコストを低減するための検討方法をお聞かせ頂きたいと考えております。 なお、南駐車場の附属設備である駐車場発券機、精算機、カーゲートの整備については、事業者が整備するか、もしくは市が整備するかを明確にしてください。

「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」に関する質問回答

項目等	質問内容	回答
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 P2「3. 募集する提案」 ④地域の活性化などの賑わいづくりや地域貢献活動等	地域の活性化などの賑わいづくりとはどのようなイメージですか？	施設利用者が増加する等、資産価値や利用価値が高まるようなご提案を広く募集したいと考えております。
	既存駐車場部分(建物含む)への店舗(物販・飲食・サービス等)のテナント誘致は可能ですか？ また、営業時間に制限はありますか？	北・東駐車場は近隣商業地域に立地していますが、市役所敷地の一部であることを勘案していただき、営業時間も含め、広く市民に受け入れていただけるようなアイデアを教えてくださいと考えております。 南駐車場は第一種住居地域に立地しています。この地域は300㎡を超える駐車場の建設はできませんが、「都市計画駐車場」とすることで建設可能としています。 関係法令等により規制される場合がありますが、具体的なアイデアがありましたら検討させていただきますので、お聞かせいただきたいと思いますと考えております。
	駐車場を運営する中での催事(食物販等)の開催は可能ですか？	関係法令等により規制される場合がありますが、具体的なアイデアがあれば、ご相談に応じさせていただきますと考えております。
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 P2「4. 施設活用の前提条件」	期間は概ね5～10年程度ありますが、期間満了後の更新はありますか？	10年以内を実現可能な提案をしていただきたいと思いますと考えております。
	10年以上の長期契約は可能ですか？	10年以内を実現可能な提案をしていただきたいと思いますと考えております。

「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」に関する質問回答

項目等	質問内容	回答
「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領 P2「4. 施設活用の前提条件」	活用期間中の管理運営等の経費とは、既存駐車場建物(外壁・照明・外灯等)既存アスファルト舗装の修繕は行政側負担で宜しいですか？	優先順位としまして、委託料、点検費用、小破修繕、光熱水費等、維持管理に係るコストを低減するための検討方法をお聞かせ願いたいと考えております。その他の大規模修繕等、上記に含まれないコストも負担していただける場合は、維持管理の役割分担も含めて提案をしてください。
P7 『資料編』 南側立体駐車場の収支	収支状況に関して、直近3年分の収支状況(年度単位)での情報開示は可能ですか？	情報開示可能です。 情報公開請求により、担当課にて個別対応させていただきます。
	歳入における病院駐車場使用料の内容について情報開示は可能ですか？	情報開示可能です。 情報公開請求により、担当課にて個別対応させていただきます。
	南側立体駐車場の年間の無料開放実績を教えてください頂けますか？	平成28年度実績で、確定申告期間(平日のみ)の29日間、午前8時から午後8時までです。
	確定申告無料開放の日数を教えてください頂けますか？	上記と同日数です。
	確定申告無料開放について税務署より費用負担はありますか？	あります。 金額等詳細情報の開示は、情報公開請求により、担当課にて個別対応させていただきます。
	駐車場出入口の自動料金システム(委託)の内容はフルメンテナンス契約ですか？	フルメンテナンス契約ではありません。定期点検、部品交換、小額修繕を含む保守契約です。
桑名市営駐車場条例	第4条 南側立体駐車場の営業時間の変更は可能ですか。24時間営業は可能ですか？	可能ではありますが、条例改正が必要になる場合があります。

「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」に関する質問回答

項目等	質問内容	回答
桑名市営駐車場条例	<p>第5条 利用料金設定は民間事業者側の任意設定及び料金改定は可能ですか？ また月極駐車場として一般貸出は可能ですか？</p>	<p>民業圧迫を避け、かつ現行の利用料金から大きく変わることはない設定でお願いします。 月極駐車場は特定受益者への専用貸出となるため、南側立体駐車場においては、都市計画駐車場であることや整備費の財源である地方債の性質上、困難です。ただし、定期駐車券や回数券等であれば、一般公共の用に供するものとして導入できる場合があります(条例改正を要する可能性があります)。 北・東駐車場においては、ご提案の内容により、市役所敷地の一部であることや公共性等の観点から検討させていただきたいと考えます。</p>
	<p>第6条 駐車場の発券用紙に関して、民間事業者側の仕様で宜しいですか？</p>	<p>特に仕様は定めておりません。ただし、公共性に問題がある等、市がふさわしくない判断した場合は変更していただく可能性があります。</p>
	<p>第10条(2) 南側立体駐車場の高さ制限・重量制限を教えてくださいませんか？</p>	<p>高さ制限が2.1m、重量制限が2.5tです。</p>
	<p>第11条(4) 駐車場運営中の催事は、開催の都度、市長の許可が必要ですか？</p>	<p>催事の開催が可能と判断された場合、内容によっては市長許可が必要となる場合があります。</p>